

選択的夫婦別姓制度の議論の促進を求める意見書

民法第750条は、「夫婦は、婚姻の際に定めるところに従い、夫又は妻の氏を称する。」と規定しており、我が国は夫婦同姓制度を採っている。このため、婚姻に際しては、夫又は妻のいずれか一方が必ず改姓しなければならないが、実際には妻が夫の姓を選び改姓する例が95%近くに上っている。改姓に当たっては、銀行口座やクレジットカードなどの名義変更に手間がかかる上、企業などにおいて旧姓の通称使用が可能な場合であっても、戸籍上の姓との不一致により、不便さ、不都合、不利益などが生じており、それらの負担が女性に偏っている現状にある。

平成8年、法制審議会は、夫婦が望む場合にはそれぞれの旧姓を称することを認める選択的夫婦別姓制度の導入を内容とする「民法の一部を改正する法律案要綱」を法務大臣に答申したが、当時、国民の間に様々な意見があったことから改正法案を国会へ提出するまでには至らず、以降、法制化に向けた議論は長年にわたり平行線を辿っている。

その後、最高裁は、平成27年12月の最高裁判決に続き、令和3年6月の最高裁決定においても夫婦同姓規定を合憲とする一方、夫婦の姓に関する制度の在り方については、国会で論ぜられ判断されるべきものとしている。

そのような中、経団連は令和6年6月、夫婦別姓を認めない現行制度の下での旧姓の通称使用は企業にとってもビジネス上のリスクになり得るなどとして、国に選択的夫婦別姓制度の早期導入を提言している。また、同年10月には、国連の女性差別撤廃委員会が、我が国に夫婦同姓の強制を廃止するよう4度目の勧告を行っている。これらの動きは、この問題が日本経済のみならず国際社会が日本を見る目にも影響が及んでいることを示している。

法制審議会の答申から30年近くを経た今、再び選択的夫婦別姓制度の導入をめぐって多くのメディアが報道し、国民も高い関心を寄せており、今後の国の議論が注目されている。

よって、国においては、選択的夫婦別姓制度の検討も含め、家族の一体性や戸籍制度などとの整合を図りつつ、積極的に議論を行うよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和7年3月19日

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
法務大臣 宛て
内閣府特命担当大臣
(男女共同参画)
女性活躍担当大臣

福島県議会議長 西山尚利